

綾瀬市緑の基本計画・公園再整備計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、平成22年度に綾瀬市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定し、「緑の基本計画」の目標年次を平成42年度としている。本業務は中間年次である平成32年度に向けた中間見直しを実施するものである。中間見直しを進めるにあたっては、上位関連計画の内容を整理・把握したうえで、既往の「緑の基本計画」を活かしつつ、緑を取り巻く環境の変化や市民の緑に対する意見を反映し、現行計画の課題を整理し、緑の将来像とその実現に向けた新たな緑の基本計画の策定を目的としている。

また、少子高齢化が進む中で、公園ごとに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティの拠点として公園の再整備方針の策定を進めていく必要があると考えている。そのため、公園再整備計画は緑の基本計画における重点課題としている。

これに係る業務の委託先決定に当たり、民間事業者の企画内容を重視して総合的に事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により提案の選定をするものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務名 綾瀬市緑の基本計画・公園再整備計画策定支援業務委託

(2) 業務内容 別添「綾瀬市緑の基本計画策定支援業務委託特記仕様書」および「平成30年度公園再整備計画策定支援業務委託 特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成33年2月25日まで

(4) 履行場所 綾瀬市 一円 地内

(5) 契約限度額 22,509千円（消費税込み）

ア 平成30年度 8,259千円（緑の基本計画）

イ 平成30年度 3,964千円（公園再整備計画）

ウ 平成31年度 7,300千円（緑の基本計画）

エ 平成32年度 2,986千円（緑の基本計画）

3 受託候補者選定方法

(1) 委託事業者選定は、提案書公募によるプロポーザル方式とする。

(2) 選定方法は書類審査（一次審査）と企画提案プレゼンテーション審査（二次審査）とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て

又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

- (3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (4) 綾瀬市入札参加資格者登録名簿による平成28・29年度競争入札参加資格、「都市計画及び地方計画」及び「造園」の種目で綾瀬市長から有効期間内の認定を受けていること。
- (5) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：一般財団法人日本情報経済社会推進協会情報マネジメントシステム認定センター）の適合性評価制度の認証、又はプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の認定を受けており、定期的に更新されていること。
- (6) 神奈川県内に本支店又は営業所を有すること。
- (7) 地方公共団体発注の「緑の基本計画」または「公園再整備計画」策定業務（平成20年度以降のものに限る）、これに類する業務の受託実績を有すること。

5 業務の実施に関する条件

- (1) 管理技術者は、技術士資格（建設部門 - 「都市及び地方計画」・「建設環境」、環境部門 - 「自然環境保全」のいずれか）を有していること。
- (2) 管理技術者及び技術担当者（技術担当者を複数配置する場合には、主たる部分を担当するものに限る。）は、本業務と同種の業務で平成20年度以降に完了した業務実績1件以上を有していること。

6 選定スケジュール

| 項目 | 期間 | 備考 |
|------------|-----------------------------------|---|
| 参加表明書等の受付 | 平成30年10月12日(金) ～10月19日(金) | 第1～3号様式ほか |
| 質問書の受付 | 平成30年10月12日(金) ～10月17日(水)正午 | 第4号様式 E-mailのみ受付 |
| 質問への回答 | 平成30年10月19日(金) | 参加表明書提出者全員にE-mailで通知 |
| 一次審査 | 平成30年10月19日(金) ～10月23日(火) | 書類審査 |
| 一次審査結果通知 | 平成30年10月25日(木) | E-mailで通知 |
| 企画提案書等の提出 | 平成30年10月25日(木) ～平成30年10月31日(水) | 第5号様式ほか |
| 二次審査日時等の通知 | 平成30年10月31日(水) | E-mailで通知 |
| 二次審査 | 平成30年11月6日(火)予定 | ヒアリング審査 |
| 二次審査結果通知 | 平成30年11月14日(水)予定 | 書面及びE-mailで通知(受託候補者と別途日程調整し、契約に関する協議をする。) |

各項目における受付等は、綾瀬市の開庁時間（8時30分から17時まで）内に限ります。（E-mailによる場合は、受信時間により判断する。）

7 一次審査（書類審査）

次のとおり実施する。

- (1) 受付期間 平成30年10月12日(金)から10月19日(金)17時まで
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 日時等を事務局と調整の上、持参すること。
- (4) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 事業者概要書（第3号様式）
- エ 納税証明書（直近の事業年度分）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）
 - ・法人事業税（都道府県民税）に係る証明書
 - ・法人市民税(市町村民税)に係る証明書

事務所が複数ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書
- オ 地方公共団体発注の「緑の基本計画」または「公園再整備計画」策定業務（平成20年度以降のものに限る）、これに類する業務の契約書の写し
- カ I S M S登録証又はプライバシーマーク登録証の写し
（ 4 参加資格要件(5) について、取得している登録証の写しすべてを提出すること。）
- キ 管理技術者の技術者資格を証する資料
（ 5 業務の実施に関する条件(1) について、取得している資格の写しすべてについて提出すること。）

(5) 評価項目及び配点

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|---------|--|----|
| 業務実績 | 本業務と同種業務の豊富な受注実績を有し、確実に遂行されることが期待できるか。 | 10 |
| 業務実施体制 | 業務遂行のための実施体制が確保されているか。 | 10 |
| 配置予定技術者 | 管理技術者及び技術担当者の経験及び能力が充実しているか。 | 10 |
| 合計 | | 30 |

(6) 審査方法及び審査結果の通知

参加資格要件を満たした者のうち、評価項目における合計得点の高い者から順に5者を選定する。なお、参加表明者が5者に満たない場合は、参加資格要件を満たした者すべてを企画提案書等提出者の対象とする。

審査結果の通知については、10月25日（木）に全参加者にE-mailで通知する。

8 質問の受付及び回答

本件に関して質問がある時は、質問書（第4号様式）に必要事項を記載し、提出すること。

- (1) 受付期間 平成30年10月12日（金）から10月17日（水）正午まで
- (2) 提出方法 事務局にE-mailで提出すること。（提出後は、受信確認のため、事務局まで電話連絡をすること。） 質問は、1者1回限りとする。
- (3) 回 答 全質問に対する回答を一括して、平成30年10月19日（金）に参加表明書提出者すべてへE-mailで通知する。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した者は、次のとおり企画提案書等を事務局に持参すること。

(1) 提出書類及び部数

| | |
|----------------|-----|
| ア 企画提案書（第5号様式） | 10部 |
| 正本（押印のあるもの） | 1部 |
| 副本（写し） | 9部 |

- 1 仕様書の内容を踏まえ、明瞭かつ具体的な記載とし、専門的知識を有しない者にも分かりやすい内容にすること。
- 2 正本及び副本はA4版ファイル（2穴）に綴じること。

イ 見積書（消費税含む） 1部

任意様式とし、個別業務ごとに積算根拠を明示すること。

(2) 提出期限

平成30年10月31日（水）17時まで

10 二次審査（企画提案プレゼンテーション審査）

次のとおり実施する。

- (1) 実施日時 平成30年11月6日（火） 13時30分から17時まで（予定）
- (2) 実施場所 綾瀬市庁舎内会議室
- (3) 実施内容 企画提案書等の説明を20分以内で行い、終了後に質疑応答を10分程度行う。
- (4) 説明者 配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）とし、入室は見積り担当者を含め、3名以内とする。
- (5) その他 企画提案プレゼンテーション審査の詳細（日時、場所等）は、別途連絡する。

企画提案時、プロジェクター等の使用を可とし、プロジェクター、スクリーン及び配線は綾瀬市で準備するものを使用すること。（使用する場合は、予め相談すること。）

11 受託候補者の選定方法

(1) 市職員で構成する選定委員会を設置し、次の審査項目について審査を行う。

| 審査項目 | | 配点 |
|--------|---|-----|
| 提案内容 | 現行緑の基本計画の課題解決に係る業務実施の的確性・独自性 | 20 |
| | 緑の基本計画中間年次における見直し方針の設定の的確性・独自性 | 15 |
| | 緑の基本計画中間見直しに伴う重点計画検討の的確性・独自性 | 15 |
| | 公園再整備計画における市民との合意形成に向けた業務実施の的確性・実現性 | 15 |
| 業務遂行能力 | 業務実施体制・配置予定技術者の能力及び経験年数など業務への適格性 ・具体的な実施スケジュールの提示及びその実現性 | 25 |
| | 見積書による業務価格の妥当性 | 10 |
| 合 計 | | 100 |

(2) 企画提案書等提出者が1者の場合でも、選定委員会を開催し、選定を行う。ただし、総合得点（ヒアリングに出席した各審査委員の採点合計）が60点に満たない場合は、受託候補者の特定をしない。

(3) 得点が最も高い1者（以下、「最優秀提案者」という。）及び次点1者を選定する。

(4) 最優秀提案者が2者以上ある時は、審査委員の協議により、受託候補者を選定する。

12 受託候補者の取り扱い

本提案に係る契約は、選定委員会で選定された受託候補者を優先交渉権者とし、契約における仕様書等について協議の上、業務委託契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約に至らなかった場合は、次点者を契約締結交渉の相手方とする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本プロポーザル実施にあたり、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合。

14 その他留意事項

- (1) 各種様式等については、綾瀬市公式ホームページに掲載することとし、窓口での配布は一切行わないものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る必要経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類には日本語を用い、通貨の記載は日本円とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、綾瀬市が本業務の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザル参加表明後に、万が一参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式自由）により、その旨を申し出るものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (8) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。
- (9) 審査結果についての異議申し立ては、一切認めない。

15 事務局（各書類提出先）

〒252 - 1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市都市部みどり公園課みどり公園担当 担当者：佐藤、藪

電話：0467 - 70 - 5627（直通）

E-mail：wm.705627@city.ayase.kanagawa.jp